

## 2021 年度自治体要請キャラバン

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答】国保年金課

市町村の標準保険税率の算定に当たっては、市町村ごとに年齢構成や医療費水準が異なり、市町村の標準保険税率の算定に必要な保険税総額は、県の所得水準に応じた設定により、応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、それぞれを所得総額、被保険者数で除して算定するものと考えています。

当市の保険税率の見直しに当たっては、県が示した標準保険税率を参考に当市の現状を勘案しつつ、適切な応能・応益割合となるよう配慮しながら、低所得者層をはじめ、できる限り、加入者の負担が大きくなるよう、見直しをしているところです。

今後につきましても市の実情を勘案し、加入者の負担が偏りすぎず、また、大きくなるよう、慎重に検討を進めたいと考えています。

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答】国保年金課

地方税法では、均等割額の算定において、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」と規定されていることから、子どもの均等割負担を廃止することは、困難なものと考えています。

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただくこととなります。

なお、子どもに係る均等割額の軽減措置などの緩和対策を講じることについては、今国会において、6月4日に改正法案が可決・成立しておりますので、適切に対応していきたいと考えています。

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

##### 【回答】国保年金課

市町村国保には、被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な課題があったことから、国は、財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成 30 年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

埼玉県の第 2 期国民健康保険運営方針では、国民健康保険の財政安定化の一層の取組促進を図り、令和 8 年度までに赤字の解消・削減に取り組んでいくこととされています。

また、一般会計からの法定外繰入金は赤字とみなし、赤字がある市町村には、赤字解消計画を策定することとされています。

このため、法定外繰入金の活用については、受益と負担の観点から、法定外の繰入は解消すべきとされる昨今の状況を鑑み、極力避けるべきものと考えています。

## (2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

### 【回答】国保年金課

当市の国民健康保険税条例には、災害等により生活が著しく困難となった方、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した方及び貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に対し、市長が必要と認めた場合、減免する旨を規定しています。

いずれの場合も、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に総所得金額等一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

なお、低所得世帯については、所得申告を行うことで、均等割額の 7 割・5 割・2 割軽減が適用される場合が多いため、積極的に所得申告の勧奨を行い、国保税の適正な賦課に努めています。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

### 【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている被保険者に対しましては、令和 3 年度も引き続き、国の事務連絡で示された基準に基づく減免を実施しています。

また、減免制度については、広報やしおにお知らせを掲載するとともに、当初納税通知に案内のチラシを同封するなど、周知に努めています。

## (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要で

す。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

**【回答】国保年金課**

一部負担金の減免については、「八潮市国民健康保険に関する規則」に規定しており、「収入の減少の認定」に関する具体的な基準については、国の通知に基づき、生活保護基準見直し前の「生活保護基準×1.1 倍以下」となる基準で運用しています。

また、埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、県内市町村の事務の標準化を目指していることから、県の方針を踏まえつつ運用していきたいと考えています。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】国保年金課**

国の通知に基づき、八潮市国民健康保険に関する規則に規定した「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」の様式に記入する事項には、被保険者証の記号番号、療養の給付を受ける方の氏名、生年月日など申請者に関する基本的事項のほか、療養の給付に係る傷病名、治療見込み期間などの必要事項に限られていますので、項目の省略等は難しいものと考えています。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】国保年金課**

一部負担金の減免の対象者は、「八潮市国民健康保険に関する規則」の基準を満たす方に限られますので、一部負担金の減免の措置を受けようとする方は、あらかじめ市役所に申請いただき、適用の審査を行う必要があります。

#### (4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

**【回答】納税課**

納税相談のなかで、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が大幅に下がっていることが確認できた方に対しては、徴収の猶予や換価の猶予について適切に周知し、個々の納税者の状況を踏まえて対応しています。

また、多重債務やDVなどの生活上の諸問題が納税を困難にさせていると思われる方に対しては、相談先をご案内するなどのアドバイスを行い、解決の一助になるよう努めています。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

**【回答】納税課**

滞納処分については、納期限内に納税した多くの方との公平を欠くことのないよう、地方税法の規定に従い適切に執行しなければならないと考えています。

差押に当たっては、「国税徴収法」に明記されている差押禁止財産のほか、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる各種給付金についても「令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律」に準じて差押禁止財産とみなし、それらを除外の上、執行しています。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】納税課**

売掛金が給与と異なる性質であることは重々承知しており、差押えに至るまでには相当な手順を尽くしています。また差押えになったとしても、場合によっては個々の状況に応じた対応をするなど、柔軟な対応をしています。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】納税課**

納税相談で、収入と支出および所有財産の状況を確認し、課税額と納付能力に乖離があると判断した方に対しては、実情に見合った納付計画を立てるなど、個々の納税者の状況を踏まえて対応しています。

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】国保年金課**

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、短期被保険者証を交付しています。

短期被保険者証は、保険税の滞納者対策を目的とし、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて早期に対応するために用いています。

対象の被保険者には、納付相談を促す通知を送付した上、納付相談の有無やその内容、又は納付状況によって、一般被保険者証あるいは短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、滞納がない方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】国保年金課**

当市では、住所不明以外の保険証の窓口留置は行っていません。

今後においても、速やかに保険証を被保険者の手元に届けることができるよう、手続きの迅速化に努めていきます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、資格証明書を交付しています。

資格証明書についても、短期被保険者証と同様に、保険税の滞納者対策を目的として、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて対応するために用いています。

対象の被保険者には、「返還予告通知書及び弁明の機会付与通知書」を経て、「返還を求める通知書」を送付した上、納付の状況などによって、資格証明書又は短期被保険者証あるいは一般被保険者証を交付しています。

なお、18歳以下の子ども及び65歳以上の方、又は国保税の7割軽減に該当している方については、資格証明書は交付せず、短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、納税されている方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

**(6) 傷病手当金を支給してください。**

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】**国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、国内の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援が行われるものです。

傷病手当金は、被保険者が納める保険料を財源とした保険財政に余裕がある場合などに、自主的に行うことができる任意給付とされていますので、恒常的な施策とすることは考えていません。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**国保年金課

健康保険法に基づく傷病手当金は、被保険者が病気等の治療と仕事の両立を図る環境を確保するために整備されたものであります。

一方、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、時限的な措置として、国の基準に基づき、対象者を被用者に限定したものです。被用者以外の支給にかかる財政支援については、今般の傷病手当金の支給が時限的に行われるものであるため、国・県への要請の予定はありません。

## (7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】**国保年金課

当市の委員の定数は、八潮市国民健康保険条例第2条において、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員として、それぞれ5人と規定しています。

被保険者を代表する委員の5人のうち1人は、公募による委員となっています。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**国保年金課

八潮市国民健康保険運営協議会では、市民や市内の医療機関に従事する委員の皆様に、国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や審議を行っていただいております。会議の結果については、市ホームページにおいて周知しています。

また、「特定健康診査等実施計画」等の計画を策定する際には「パブリックコメント」を実施するなど、機会を捉えて幅広い意見の聴取に努めています。

## (8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】**国保年金課

国民健康保険被保険者における特定健康診査の一部負担金は、平成20年度の事業開始当時から、前年度非課税世帯及び75歳到達者に対しては無料としており、また、平成25年度からは、一部負担金を従来の800円から500円に引下げるとともに、初めて受診対象となる40歳到達者について無料化にしています。

すべての対象者の一部負担金の無料化については、現時点では考えていませんが、今後も多くの被保険者が受診しやすい環境づくりに努めていきます。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】**国保年金課

特定健診は、市内指定医療機関に委託しており、がん検診は、委託医療機関に委託して実施しています。それぞれの委託を受けている医療機関であれば、同時に受診することができます。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】**国保年金課

第3期八潮市特定健康診査等実施計画では、令和3年度受診率目標値を50%と定めています。特定健診の受診率については、受診率向上対策の成果が現れ、年々受診率は向上しているものの、県平均を下回っており、特に、40代から50代の年齢層の受診率が低い傾向にあります。

ます。

このため、令和3年度都道府県国保ヘルスアップ支援事業（特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨事業）に参加し、未受診者の特性（年齢層、受診歴等）に応じた受診勧奨を行い、受診率の向上に取り組んでいきます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】**国保年金課

特定健康診査や特定保健指導の受託事業者については、良質なサービスが低廉に供給されるよう、高齢者の医療の確保に関する法律等で具体的に委託できる者の基準が定められており、また、八潮市個人情報保護条例に基づき個人情報の適正な管理を行っています。

## 2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

**【回答】**国保年金課

後期高齢者の医療費を賄うために、現役世代は、収めた健康保険料から年7兆円の規模を拠出しており、令和7年度には、年8兆円規模に上ると見込まれています。現役世代の健康保険料の上昇を抑えるため、後期高齢者の一部負担割合を見直すことと認識しています。

なお、後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しについては、必要な医療への受診抑制につながらないように低所得者に十分配慮するよう、国民健康保険中央会を通じて国へ要望しています。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答】**国保年金課

後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を実施し、被保険者の健康状態の把握や治療の継続等に係る支援を行っています。

高齢者への見守りについては、関係課による高齢者施策で実施しています。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】**国保年金課

長寿・健康増進事業として、令和3年度から、後期高齢者医療広域連合からの交付金の対象となる人間ドック費用の補助を開始しています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】**国保年金課

後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を無料で実施するとともに、75歳到達者を対象に健康長寿歯科健診を実施しており、さらに、人間ドック及び脳ドック受診者に対しては一人当たり2万円を上限とする補助を行っています。

### 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

#### 【回答】健康増進課

埼玉県では、埼玉県地域保健医療計画や埼玉県地域医療構想により、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制の確保を目指し、様々な施策の方向性を示しております。また、限られた医療資源を効率的に活用する「医療機能の分化と連携」を進めています。

特に、外来診療や在宅医療などの身近な医療は、できるだけ住み慣れた地域で過不足なくサービスが受けられる体制を整備していくとしており、本市でも、県が開催する埼玉県東部地域保健医療・地域医療構想協議会等を通じて、地域の実情に即した医療提供体制の整備について、要請したいと考えています。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

#### 【回答】健康増進課

当市では、県と埼玉県看護協会からの依頼を受け、資格を持ちながら働いていない潜在看護師等の職場復帰支援と病院等施設の看護職員不足を改善するために開催する「再就業技術講習会」やハローワーク開催の「看護職巡回就職相談」に係るチラシの設置し、相談があった際には案内を行っています。

今後、国・県への申し出の機会がありましたら、医療従事者の確保や処遇改善につながる施策の実施を求めています。

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

#### 【回答】健康増進課

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、迅速なワクチンの接種が必要とされているところですが、当市においてはすでに5月10日よりワクチンの接種を開始しており、5月17日からは市内の医療機関における個別接種も開始しています。

このワクチン接種事業を適切かつ速やかに推進していくため、保健センターでは、6月25日より兼務の職員を含め29人体制で対応しています。

ワクチン接種の終了までの間、十分な人員体制により遅滞なく事業を継続できるよう、今後とも人員の配置につき適切に対応していきます。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。



**【回答】健康増進課**

埼玉県では、県内の新規感染者数は、高止まりが続き、リバウンド(再拡大)が懸念される状況にあることから、2月から3月にかけて高齢者入所施設の職員を対象としたPCR検査実施しており、4月から6月にかけても高齢者入所施設の職員及び新規入所者に対し引き続き実施するとのことです。

ご質問の医療機関、保育園や学校などでのPCR検査につきましては、検査はその時点での新型コロナウイルス感染症に感染しているかを調べるものであるため、定期的な検査が必要となります。このため、医療機関や医療従事者の負担がさらに増加することや、また県が行っている検査との重複が生じることも懸念されることから、現時点では、市で実施することは難しいものと考えています。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

**【回答】健康増進課**

無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査につきましては、検査はその時点での新型コロナウイルス感染症に感染しているかを調べるものであるため、定期的な検査が必要となります。このため、医療機関や医療従事者の負担がさらに増加することや、また県が行っている検査との重複が生じることも懸念されることから、現時点では、市で実施することは難しいものと考えています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止については、迅速なワクチンの接種が最も効果的な対応であるとの観点から、現在、市としてワクチンの接種事業に全力で取り組んでいます。

ワクチンを接種することで、感染のリスクを大幅に低減することができることから、PCR検査に先んじてワクチン接種を推進することに総合的なメリットがあるものと考えています。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

**【回答】健康増進課**

新型コロナウイルスワクチンの接種については、保健センターにおいて平日の接種を実施しているほか、土日には集団接種会場を設けてより多数の方に接種していただくことができるよう事業を進めています。

また、市内18箇所の医療機関においても個別の接種を実施しており、これらの集団接種と個別接種との併用により、希望する全員の方が接種を受けることができるよう、事業を推進しています。

ワクチン接種の終了までの間、十分な実施体制により遅滞なく事業を継続できるよう、今後も集団接種会場の継続的な開設、接種時間の拡大などにつき適宜検討し、適切に対応していきます。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

**【回答】長寿介護課**

介護保険料は、介護保険事業計画に定める介護給付費等見込額に基づき算定され、第8期介護保険事業計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間としています。

第8期における保険料は、基準額で年額900円の増額改定を行いましたが、基準額の年額は58,800円（月額4,900円）と県平均の65,772円（月額5,481円）よりも低く、県内63自治体中53番目の保険料となっています。

次期改定に向けましては、高齢者実態調査における分析結果や高齢者保健福祉推進審議会での意見等を踏まえた中で、介護給付費準備基金の取り崩し等を含め、給付と負担のバランスを図りながら慎重に検討します。

## 2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】長寿介護課

令和2年度の介護保険料減免の実施状況は、15人544,000円です。なお、令和3年度も引き続き実施します。

## 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】長寿介護課

当市の介護保険料は、令和2年度に引き継ぎ、所得段階が第1段階から第3段階の低所得者の方に対して減額を実施しています。令和3年度の第1段階は29,400円から17,640円に、第2段階は44,100円から29,400円に、第3段階は44,100円から41,160円に、それぞれ減額しています。

## 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】長寿介護課

利用料の軽減については、「八潮市介護保険サービス利用者負担補助事業」を実施しています。この事業は、低所得者への負担軽減を図る市独自の制度で、居宅介護サービス等を利用した際に、高齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者は自己負担額の40パーセント、それ以外の市民税世帯非課税者は自己負担額の20パーセントを乗じた額を補助しています。

令和2年度は、対象のサービスに認知症対応型共同生活介護を加え、延べ3,657人、9,975,661円補助しました。

このような補助事業を実施していることから、利用料限度額の上限を超えた分を独自に助成することについては、現在のところ検討していません。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】長寿介護課**

介護保険制度では、所得に応じた自己負担の限度額が設定されており、これを超えた分は高額介護サービス費として介護保険から給付されています。

また、施設サービス等を利用したときの食費・居住費について、市民税世帯非課税者で、預貯金が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下である場合、自己負担が軽減される負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の制度があります。

**5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

**【回答】長寿介護課**

介護保険制度では、施設サービス等を利用したときの食費・居住費について、自己負担が軽減される負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の制度がありますが、グループホームなどの居宅サービスを利用した場合の食事と居住費の負担軽減される制度はありません。

しかしながら、本市では低所得者への負担軽減を図る市独自の制度として、「八潮市介護保険サービス利用者負担補助事業」を実施しています。

**6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。**

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】長寿介護課**

本市では、緊急事態宣言の期間中、介護予防・生活支援サービス事業を含めた、介護サービスの提供を中止していただく要請は行っていません。

また、国からの通知に基づき、通所型サービスの事業所には、必要に応じ居宅への訪問による介護サービスを提供し、提供したサービスに応じた介護報酬の請求を行えることとしています。

なお、経営が悪化した介護事業所については、機会を捉えて実態の把握に努めていきます。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】長寿介護課**

本市では、マスクの不足していた令和2年3月10日から、市が備蓄しているマスクを希望する介護サービス事業所11か所に4,447枚無料配布しました。

また、令和2年度中、国や県から納品されたマスク251,650枚、消毒液422.5リットル、使い捨て手袋211,800枚を配布しました。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

**【回答】健康増進課・新型コロナウイルス対策課**

新型コロナウイルスワクチン接種は、国が示した接種順位に基づき進めています。その接種順位では、医療従事者、次いで65歳以上の高齢者、続いて基礎疾患を有する者及び高齢者施設の従事者となっています。

入所施設においては、嘱託医により、接種を希望する入所者及び従事者の接種を進めており、通所サービスの利用者については、集団接種または個別接種会場において接種可能となっています。

また、居宅サービス事業者の従事者につきましては、予約の空きが発生した場合に64歳以下の方の接種開始前に優先的に接種することとしています。

高齢者施設職員等に対する検査については、埼玉県が令和3年4月から6月にかけて実施しています。

#### 7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】長寿介護課

令和3年4月1日現在、市内には特別養護老人ホーム3か所、定員の合計は300床が整備されています。

また、小規模多機能型居宅介護の施設数は2か所、定員の合計は58人分整備しています。

なお、施設や在宅サービスの基盤整備については、今後の高齢者人口の増加などを考慮し、第8期計画期間中に、特別養護老人ホーム1か所、定員100床、小規模多機能型居宅介護2か所、定員の合計58人分の整備を計画しています。

#### 8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】長寿介護課

高齢者人口が年々増加していることなどに伴い、地域包括支援センターに求められる業務が近年増加し、その役割が重要となる中で、地域包括支援センターの体制の充実を図るため、各地域包括支援センターの職員3人であったところを、平成28年度から4人にし、各圏域（4圏域）に1人ずつ増員しました。今後も地域包括支援センターの業務量などを勘案し、体制の充実について検討します。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】障がい福祉課

令和2年度は、国・県・市から配付されたアルコール消毒液やマスクのほか、市民の方、民間企業より提供されたアルコール消毒液やマスク、介護用手袋などについて、市内の障がい児・者施設に配付しました。

現在、市内事業所からの要望はありませんが、引き続き情報の共有に努めていきたいと考えています。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

**【回答】新型コロナウイルス対策課**

入院医療体制については県（保健所）が所管しておりますので、ご要望をお伝えします。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

**【回答】障がい福祉課**

現在のところ、市内障がい者施設の職員不足についての相談はありませんが、県や他市町村の人材を確保するための取り組み事例など、まずは情報収集に努め、有効な方策について調査研究していきたいと考えています。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】健康増進課**

新型コロナウイルスワクチンについては、65歳以上の方への接種を7月中に終了する見込みであり、7月20日より65歳未満の方への接種を開始しますが、これに際し、重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)、重い精神疾患(精神疾患のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障がい(療育手帳を所持している場合)については、優先的に接種の予約を受け付けることとしています。前述の障がいに該当しない方であっても、基礎疾患を有する方の基準に該当される方は、優先的に予約を受け付けることとしています。

また、保健センター等の集団接種会場のほか、市内18箇所の医療機関において個別の接種を実施しており、日ごろよりかかりつけ医として受診している医療機関において接種を受けていただくことにより、接種を受ける方の心理的負担の軽減等が図られるものと考えています。

**2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

**【回答】障がい福祉課**

本市では、障がいのある方の地域生活支援拠点を整備するため、八潮市自立支援協議会の専門部会として「居住部会」を設置しています。構成メンバーは、短期入所事業所、グループホーム事業所、相談支援事業所、基幹相談支援センターです。新型コロナ感染防止の観点から、令和2年度は部会が1回しか開催できず、進捗は遅れていますが、居住支援のための機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」について協議を行いました。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】障がい福祉課**

現在、行政として施設整備にかかる市の予算はありませんが、近隣市町の動向を注視するとともに、「居住部会」での協議の中で、委員の意見を伺いながら、調査研究していきたいと考

えています。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**障がい福祉課

令和2年度に策定した「第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画」において、策定に当たり、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、地域で安心して暮らせるための取り組みについての基礎資料として活用しました。当該計画に基づき、引き続き事業の推進に努めていきたいと考えています。

### 3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

**【回答】**障がい福祉課

令和2年度に策定した「第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画」では、暮らしの場の確保を図るため、「施設入所支援の充実」のほか「グループホーム等への支援」と「短期入所（ショートステイ）の充実」を重点事業として位置付けています。現在、財政的な面などにより事業の推進に困難を生じている状況ですが、事業者が市内への参入を検討している場合には、積極的に相談に応じるなど、引き続き障がい者の暮らしの場の確保に努めていきます。

また、障がい福祉サービスについては、当該計画において、サービス見込み量に基づき管理していることから、入所を希望する在住の障がい者数について把握はしておらず、計画的な設置は難しい状況ですが、引き続き相談支援事業所との連携等により実態の把握に努めていきたいと考えています。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**障がい福祉課

当市の老障介護にかかる体制については、市の附属機関である八潮市自立支援協議会の下部組織で地域課題の抽出や地域の相談機関のネットワーク機能の支援を行う「運営会」や、同協議会の専門部会である「相談支援部会」において、市内4地区の地域包括支援センターとの情報の共有、連携強化を図り、体制の整備に努めていきたいと考えています。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

**【回答】**障がい福祉課

現在のところ障害者支援施設利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースは把握して

おらず、要望も受けておりません。施設入所者の一時帰宅によるサービスについては、原則認められていないものの、市が特に必要と認める場合においては訪問系サービスは支給可能であることから、そのような相談があった場合には、個々のケースに応じ、対応していきたいと考えています。

#### 4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】障がい福祉課

当市では現在、所得制限、年齢制限は導入していません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】障がい福祉課

当市では現在、重度心身障がい者医療費の現物給付の導入は行っていませんが、導入による影響額やその効果などについて検証するとともに、近隣市町の動向を注視し、調査研究していきたいと考えています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】障がい福祉課

現在、精神障がい者にかかる重度心身障がい者医療助成制度の対象者は、精神病床に入院している方以外の精神障がい者1級の方及び65歳以上の方で後期高齢者医療制度の障がい認定に該当した精神障がい者1、2級の方となっています。

今後、県の動向を注視しながら、県の補助対象が拡大される場合には検討していきたいと考えています。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】障がい福祉課

二次障がいの理解に係る医療機関への啓発等については、県、他市町村の動向を注視しながら検討していきたいと考えています。

#### 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していな

い理由を教えてください。

**【回答】**障がい福祉課

現在当市では、障害者生活サポート事業を実施しています。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】**障がい福祉課

現在当市では、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し額はありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**障がい福祉課

利用時間の拡充については、現在、当市で定めた利用時間の上限を超えた利用はなく、また要望もないことから、拡大の予定はありません。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**障がい福祉課

成人障がい者への利用料軽減策については、現在導入の予定はありませんが、近隣市町の状況を踏まえ、調査研究していきたいと考えています。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**障がい福祉課

現在当市では、県の補助上限額を超える実績はありませんが、補助の増額や低所得者への負担の軽減については、近隣市町の動向を注視し、今後、県の補助要綱の改正などがあった場合には検討したいと考えています。

## 6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】**障がい福祉課

当市では、初乗り料金の改定に伴い、令和2年度に配付枚数を増やし、障がいのある方の行動範囲の拡大を経済的な側面から支援しています。なお、現在、補助券の支給はしていませんが、今後におきましては、近隣市町の動向を注視し、調査研究していきたいと考えています。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**障がい福祉課

当市では、障がいのある方の行動範囲の拡大を図るため、福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業を実施しています。対象者は身体障がい者手帳1級から3級、療育手帳○AからB、精神障がい者保健福祉手帳1級を交付された方としており、3障がい児・者に



適用し、年齢制限及び所得制限は設定していません。

なお、自動車燃料補助事業で利用できる自動車は、本人の所有又は生計を同じくする方としており、自力で運転することが困難な場合は、介護又は保護を行う方が利用できることとなっています。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**障がい福祉課

福祉タクシー利用料金および自動車燃料費の補助事業については、各自治体の地域の実情や財政状況等に違いがあることから、地域間格差をなくすことは困難であると考えますが、引き続き、近隣市町の状況を把握し、連携を図っていきたいと考えています。

## 7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】**社会福祉課

当市では、八潮市災害時要支援者避難支援計画に基づき、避難支援の取り組みを進めています。

この計画では、対象となる要支援者について、高齢者、障がい者、状況によって支援が必要な対象者の区分を定めています。

この中で、高齢者では災害発生時に同居家族から支援を得られない方や、また障がい者及び状況によって支援が必要な方にあつては、自分一人で避難することが困難な方も対象としています。

当市では、家族がいる方であっても、このように必要な支援を受けられない又は自分一人で避難することが困難な方については計画の対象としています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**危機管理防災課

福祉避難所は、特別養護老人ホーム等の施設に入所されていない要配慮者であつて、一般的な避難所では生活に支障が想定される方を対象とする二次避難所であり、施設の被害状況等を踏まえ、運営体制が整ったのちに必要に応じて開設します。

このため、福祉避難所への避難者は、固定するものではなく、一次避難所の要配慮者の状況を把握した上で、判断することとなります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**危機管理防災課

首都直下地震などの大規模災害へ備え、市では、各家庭等で食糧、生活必需品などの備蓄について、最低でも3日分、できれば7日分をお願いしているところです。

なお、救援物資については、住家に被害を受けて避難所に避難した方、旅行者等の他、自宅

で生活している方（在宅避難）や避難所以外で避難している方等で救援物資が必要な方に対して配布するものです。このことから、在宅避難や車中避難の方についても、救援物資が必要な場合には、避難所等の配布場所で受け取っていただくこととなります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**社会福祉課

当市では、八潮市災害時要支援者避難支援計画に基づき、関係団体等とも要支援者情報の共有を進めています。

現在、要支援者の情報については、平常時から災害に備える取り組みとして、市の防災・福祉・保健部局、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、町会・自治会、民生委員・児童委員と共有を図っております。

災害発生時に、上位以外の団体に対し、支援に必要な情報を開示するか否かについては、災害の規模や被害の状況に加え、提供先団体において適切な取り扱いがなされるか否かなどを勘案し、総合的に判断していきたいと考えています。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】**健康増進課、危機管理防災課

自然災害と感染症発生とが同時に発生した場合には、防災担当部局と保健担当部局が連携し、対策本部を設置するとともに、全庁的な体制で対応していくこととなります。

また、埼玉県では地域の実情に応じた災害時医療体制を整備するため、全ての県保健所に地域災害保健医療調整会議が設置され、管内市町村や医師会等と連携調整を図っています。当市としましても、自然災害や感染症発生時に迅速に医療救護活動や保健衛生活動等が実施できるよう、当該会議等を通じて、保健所と連携を図りながら、自治体の役割等を明確にしていきたいと考えています。

## 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

**【回答】**障がい福祉課

現在当市では、障がい福祉関連事業の新設、削減、廃止の動きはありません。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

**【保育】**

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実

態を教えてください。

**【回答】**保育課

令和3年4月1日現在における、保育所への「新規申込児童数」は「671人」で「入所承諾児童数」は「466人」、「入所保留児童数」は「205人」となっています。

入所保留児童数のうち「179人」が「特定の保育所希望」や、「育児休業中」などの理由により待機児童数からは除外となっており、その他の「26人」が「待機児童」となっています。（令和2年4月1日は「35人」）

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**保育課

当市における令和3年4月1日現在の入所児童総数は年齢別で、「0歳児」が140人、「1歳児」が281人、「2歳児」が322人、「3歳児」が302人、「4歳児」が290人、「5歳児」が308人、合計で1,643人となっています。

このうち、弾力化による受け入れ児童数は年齢別で、「0歳児」が1人、「1歳児」が20人、「2歳児」が28人、「3歳児」が8人、「4歳児」が6人、「5歳児」が1人、合計で64人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**保育課

今後の保育所の整備については、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に保育需要の増加が見込まれるため、今後の保育所等の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策としての保育所等の整備について検討していきます。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**保育課

育成支援児童の受け入れにあたっては、主に公立保育所において、加配保育士による対応を行っています。また、民間保育所に対して、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、加配保育士にかかる経費について、補助金を交付することで、育成支援児童の受け入れ態勢が整うよう支援しています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**保育課

「認可外保育施設」が「認可施設」へ移行する予定がある場合には、国の補助金を活用するなどして、円滑な移行を促していきます。

また、保育所等整備交付金等の補助額の増額につきましては、機会を捉えて、要望していきたいと考えています。

**2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。**

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

**【回答】保育課**

市内の保育施設では、新型コロナウイルスの感染を防止するため、手洗い、消毒、換気などの感染症予防対策に取り組むとともに、各家庭には児童の健康観察などのご協力をいただき、安全・安心な保育の提供に努めています。

また、コロナ禍においても児童・保護者とのコミュニケーションが図れるよう保育内容や保護者への連絡方法を工夫するとともに、子育てに関する相談に応じるなど保護者に対する子育て支援に努めています。

少人数保育の実施については、保育施設の定員より少ない受け入れ児童数となることで待機児童の増加に繋がる可能性があることから、県内の自治体における少人数保育の実施状況を調査・研究していきたいと考えています。

**3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】保育課**

保育士不足を解消するための処遇改善については、民間保育所等で勤務する保育士などの職員にかかる経費を対象とし、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、保育所等の運営事業者に対し補助金を交付しています。

なお、市では、保育士の処遇改善や安定的な確保につながる環境整備を図るため、各保育施設の運営を支援するための「民間保育所等運営補助金」の支援メニューとして、平成29年度から「保育士の宿舎借り上げ」、令和元年度から「保育士の処遇改善」を実施しており、保育士の処遇改善に努めています。

**4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】保育課**

国からは、給食食材料費（副食費）の取扱いについて、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたっては、この考え方を維持することを基本とすることとされています。

軽減措置については、年収360万円未満相当世帯等を対象とすることとされていますが、市としましては、独自に市民税所得割が57,700円以上65,000円未満となる世帯についても、副食費の軽減対象としています。

## 5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

### 【回答】保育課

当市では、令和2年4月時点で届け出のあった12か所の施設に対し、令和2年度に立ち入り調査などを行っており、全ての施設において指導監督基準を満たしていることを確認しています。

市としましては、今後もすべての認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう年1回の立ち入り調査などの指導監督を実施していきたいと考えています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

### 【回答】保育課

当市では、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用者一人ひとりが保育の必要性に合わせて保育所等を利用し、利用者が必要とする保育サービスを受けられるよう、保育に格差が生じないための必要な支援に努めています。

また、安全・安心な保育を実施するために、本市では、個別研修の他、定期的に市内保育施設の全保育士を対象に研修会を実施することで、保育の質の向上に努めています。

今後においても、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育に格差が生じないように、支援に努めていきたいと思っております。

## 【学童】

## 6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

### 【回答】保育課

当市では、学童保育需要に対応するため、新たに令和3年4月に民設民営の学童保育所（定員60人）を八潮駅高架下に開設し、現在、市内13か所で運営しています。

今後も八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に学童保育所の需要の増加が見込まれますので、今後の学童保育所の入所希望数や施設整備の量の見

込みを推計するとともに、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、学童保育所の整備について調査・検討していきます。

## 7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

### 【回答】保育課

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、18時半を超えて事業を行う場合の経費の補助や、賃金改善に必要な経費の一部を補助することで放課後児童健全育成事業の質の向上や安全な居場所の確保を目的としているものです。

これらの事業の導入については、各学童事業者により、事業形態、雇用形態が異なることから、引き続き、事業者間によって不公平が生じないように、調査・研究する必要があると考えています

また、公設公営の学童保育指導員については、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行したことで、新たに昇給制度が設けられたところです。

市としましては、当該制度により一定の処遇改善が行われたものと考えています。

## 8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

### 【回答】保育課

放課後児童支援員の配置については、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に基づき、国の支援基準を超えて、1支援ごとに20人未満の場合は支援員を2人以上、20人以上の場合は支援員を3人以上の配置とし、運営形態に関わらず、常勤の配置に努めることとしており、民間事業所の支援員の配置に対し、埼玉県の単独事業として支援員加算が設けられているところです。

また当市では、公営、民営ともに学童保育指導員の配置について、国の配置基準である「支援単位ごとに2人以上とする。」に対して、「八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「支援単位ごとに3人以上とし、かつ、利用者10人あたり1人以上」としており、国の基準よりも、児童に対して細やかな対応ができるようにしています。

県単独事業の加算については、貴重な財源であることから、公立公営地域も対象となるように機会を捉えて、働きかけていきたいと考えています。

## 【子ども医療費助成】

## 9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

**【回答】**子育て支援課

当市のこども医療費の助成については、平成29年4月診療分から、15歳年度末までの入院及び通院等に係る医療費を全額助成の対象としています。また、所得制限を設けない、入院時食事療養標準負担を全額助成の対象とするなど、埼玉県の補助基準より拡充して実施しています。

18歳年度末までの対象年齢の拡大については、国の少子化対策に関する施策、埼玉県の補助基準の拡大などを見極めながら、県内の動向を注視していきます。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】**子育て支援課

国に対しては、15歳年度末までの児童に係る医療費について、国費を充当することで負担軽減を図るよう、県に対しては、乳幼児医療費支給事業補助金の制度を改め、対象年齢を義務教育就学児まで拡大するとともに、補助要件から所得制限、自己負担金を撤廃するよう、それぞれ要望しています。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

**【回答】**社会福祉課

当市では、「生活保護のしおり」を用いて、生活保護の制度の要点をご説明するためものと、生活保護の開始時に制度の詳細までご説明するためのものの2種類のしおりを作成していましたが、より分かりやすいものにするため、平成30年12月にこの2種類のしおりの内容を全面的に見直すとともに、文中の漢字に読み仮名をふるなどの改訂を行いました。

しおりには、状況に応じて親族に対する扶養照会を見合わせることや、ご本人の意思があればどなたでも申請できる旨を明記しています。

### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶

養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

**【回答】**社会福祉課

扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められているため、受給者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるようご案内させていただいています。

なお、扶養義務者の扶養は「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されています。よって、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には基本的には扶養義務者への直接の扶養照会を行わない取扱いとしています。現状に応じて、扶養調査の判断をしています。

扶養照会については、社会常識及び実効性の観点から、①生活保持義務関係者、②生活保持義務関係以外の親子関係のある者のうち扶養の可能性が期待される者、③その他当該要保護世帯と特別な事情があり、かつ扶養能力があると推定される者を「重点的扶養能力調査対象者」として重点的に調査を実施しており、それ以外の扶養義務者については、必要最小限の調査をしています。

**3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

**【回答】**社会福祉課

決定・変更通知書につきましては、すべて「保護決定・変更通知書」を発行し、手渡し又は郵送により通知しています。

保護費の算出に際しては、各種加算額、収入認定額等のほか、前月以前の保護費の減額分を調整する「収入充当」など様々な要因が関係するため、システムによる定型的な出力様式のみでは説明が難しい場合があります。

このため、受給額の増減等に関する問い合わせについては、担当ケースワーカーが個別に対応し、具体的な明細や計算方法等を示して、分かりやすく、丁寧な説明に努めています。

**4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。**

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

**【回答】**社会福祉課

当市におけるケースワーカーの配置については、平成21年度から平成27年度まで毎年1名ずつ増員し、現在は社会福祉法に定められた基準を満たしています。

また、ケースワーカー経験のある会計年度任用職員を配置するなど、生活保護利用者からの相談等に対し、適切な説明及び助言ができる体制を整えています。

研修については、埼玉県が主催する新任ケースワーカー研修に新規配置職員を全員参加させているほか、厚生労働省が主催する全国ケースワーカー研修や査察指導員研究協議会にも積極



的に参加しており、継続的な職員の資質の向上に努めています。(令和3年度の新任ケースワーカー研修については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催が中止されています。)

**5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

**【回答】**社会福祉課

受給者本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を案内することはありません。しかしながら、ホームレス状態にある方や家賃の滞納がある方たちは、即時入居できる物件を探すことが困難であることから、受給者本人の同意のもと無料低額宿泊所へ入居するケースもあります。

**6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**

**【回答】**社会福祉課

当市では、平成27年度から生活困窮者自立相談支援事業を実施し、相談支援員が生活に困窮する方々に対して、きめ細かく相談に応じています。

また、平成29年度からは、生活困窮者自立支援制度における「就労準備支援事業」を開始して就労支援の拡大を図り、さらに平成30年度からは「家計改善支援事業」を開始し、自立した生活が送れるよう支援の推進に努めています。

全体的な支援の充実のため、生活困窮者自立相談支援員と生活保護面接相談員との連携についてもコミュニケーションがとりやすい執務環境を整え、相互に円滑な連携を図ることができるようスペースの配置にも配慮しています。

生活困窮者自立支援事業によってもなお生活に困窮する方々に対しては、生活保護の申請を含めた継続的なサポートを行うことで、必要な方が必要な支援を受けられるよう環境の整備にも努めています。

以上